

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第3章 <u>審査請求等</u>（第15条・第16条）</p> <p>（非公開とすることができる公文書）</p> <p>第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の閲覧等を拒むことができる。</p> <p><u>（1）法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報</u></p> <p><u>（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p> <p><u>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u></p> <p><u>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政</u></p>	<p>目次</p> <p>第3章 <u>救済手続及び救済機関</u>（第15条・第16条）</p> <p>（非公開とすることができる公文書）</p> <p>第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の閲覧等を拒むことができる。</p> <p><u>（1）個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 何人でも法令の規定により閲覧できるとされている情報</u></p> <p><u>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</u></p> <p><u>ウ 法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの</u></p> <p><u>（2）法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の活動利益を害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 人の生命、身体又は健康を保護するため公開することが必要と認められる情報</u></p> <p><u>イ 町民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報</u></p> <p><u>ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの</u></p>

改正後

法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

改正前

- (3) 町政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等（国、独立行政法人等又は他の地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）の機関との間における審議、検討等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

イ 検査の計画、入札の予定価格、試験の問題、交渉の方針、争訟の処理方針等の町又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの

ウ 町の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの

エ 職員の人事に関する情報であって、公開することにより、人事行政に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

オ 行政上の義務に違反する行為の取締り又は犯罪の捜査に関する情報であって、公開することにより、その遂行を著しく困難にするおそれのあるもの

カ 公開することにより社会的障害を生ずるおそれのあるもの

- (4) 法令の規定に基づき、公開することができないとされている情報

改正後	改正前
<p><u>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p><u>(5) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>(6) 町の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p> <p><u>イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>キ 町が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p>2 実施機関は、第1項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当する情報が記録された公文書であっても、期間の経過により当該公文書の閲覧又は視聴等を拒む理由</p>	<p>2 実施機関は、第1項各号のいずれかに該当する情報が記録された公文書であっても、期間の経過により当該公文書の閲覧又は視聴等を拒む理由がなくなったとき</p>

改正後

がなくなったときは、当該公文書を閲覧又は視聴に供し、又はその写しの交付をしなければならない。

(第三者に対する意見の聴取)

第13条 (略)

2 実施機関は、各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他の事項を書面により通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第9条第1項第2号及び第4号に規定する情報に該当すると認められるとき

(2) (略)

3 (略)

第3章 審査請求等

第15条 (略)

2 前項の審査請求があつた場合において、裁決をする町長又は実施機関は、当該審査請求について、遅滞なく、清水町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該裁決をしなければならない。

3 (略)

第16条 削除

改正前

は、当該公文書を閲覧又は視聴に供し、又はその写しの交付をしなければならない。

(第三者に対する意見の聴取)

第13条 (略)

2 実施機関は、各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他の事項を書面により通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第9条第1項第1号及び第2号に規定する情報に該当すると認められるとき

(2) (略)

3 (略)

第3章 救済手続及び救済機関

(審査請求等)

第15条 (略)

2 前項の審査請求があつた場合において、裁決をする町長又は実施機関は、当該審査請求について、遅滞なく、清水町情報公開審査会に諮問し、その議に基づいて、当該裁決をしなければならない。

3 (略)

(情報公開審査会)

第16条 前条第2項の審査請求について審査するため、清水町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

改正後	改正前
	<p>5 <u>審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服審査のあった公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提出された公文書の公開を求めることができない。</u></p> <p>6 <u>実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p>7 <u>審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）、実施機関の職員又はその他関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p>8 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</u></p> <p>9 <u>前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の清水町情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第9条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第7条第1項の規定による決定について適用する。